

# 子どものけんりニュース

子どもの権利条例ができました！

第20号

2008.11.11 発行

平成20年11月7日に開かれた第3回定例会市議会の本会議において、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」が可決されました。今号では、議会での議論の主な内容などをお知らせします。

札幌市が提出し継続審査となっていた子どもの権利条例案は、第3回定例会市議会において審議が行われた結果、名称を修正したうえで、賛成多数で可決されました。併せて、札幌市に対して、条例施行後の状況について議会への報告を求めることなどの付帯決議も採択されました。これまで、条例制定に向けた取組に、多くのご意見やご協力をいただきありがとうございました。



## 条例案についての市議会での主な意見

条例案について、反対の立場からは「子どもの権利は、憲法や法律、子どもの権利条約で保障されている。また、権利だけを定め、権利行使の制約などについて明確な定めがなければ、条例の趣旨を拡大解釈するなどにより家庭、学級の崩壊を生みかねないのではないか。」などの意見がありました。

賛成の立場からは「条例づくりは、検討会議や子ども委員会などを設置し、多くの市民参加で進められた。条例案には、権利侵害からの救済制度が具体的に盛り込まれており、総合的に権利保障を進めることができる。」などの意見がありました。



## 名称の修正・付帯決議について

市議会において、名称は条例の趣旨と議会の議論で示された目的を表す必要があるとして、「札幌市子どもの権利に関する条例」から「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に修正されました。理由として「子どもの権利を保障するうえで子どもの最善の利益を実現することが最も大事」、「条約、条例の根幹が子どもの最善の利益」などの説明がありました。

また、市に対して、状況報告のほか、多くの市民に理解を求めるための努力をすることや、条例の解釈・運用は条約に基づいて行うことを求める付帯決議が採択されました。



## 条例の概要

**前文：**子どもは、生まれながらに権利の主体であること、権利を行使する経験を通して、法律や道徳、社会のルールなどを守るという規範意識を一層身につけていくことなど、条例全体の考え方を示しています。

**第1章～第2章：**子どもの権利の保障を進めるという条例の目的、子どもの定義を原則18歳未満とすること、子どもの最善の利益を考慮して子どもの権利を保障することが大人の役割であることなどについて定めています。

**第3章：**札幌の子どもにとって特に大切と考えられる21項目の権利のほか、自分の権利と同じように他人の権利を尊重する責任があることについて定めています。



## 条例の概要

**第4章：**子どもの権利を保障するための家庭、学校や施設、地域における大人の役割のほか、子どもが自分にかかわることについて意見を表明する機会を設けることなどについて定めています。

**第5章：**子どもをいじめ等の権利侵害から救済するための新たな機関の設置について定めています。

**第6章～第8章：**子どもの権利に配慮した施策を進めるための計画を作成すること、施策を充実するとともに子どもの権利の保障の状況を検証するために子どもの権利委員会を設置することなどを定めています。

今後は、これらの施策の実施や、条例の理念の一層の広報普及などに努めていきます。



右記のホームページでは、条例の全文などをご紹介しますので、ぜひご覧ください。

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通「センタービル」1号館3階  
札幌市子ども未来局子どもの権利推進課  
電話 011-211-2942 ファックス 011-211-2943  
Eメール kodomo.kenri@city.sapporo.jp  
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>

さっぽろ市  
05-G01 08-275  
20-3-94